# とちぎリ・スキリング導入促進事業補助金

**⊞**//⊢

# 留意事項

- ○交付決定前の着手は対象になりません
- ○審査には2週間ほどかかります
- ○ご検討の際は事前にご相談ください

## 概要

■補助対象事業者

女什		
10 時間未満の教育訓練		
補助率等	補助限度額	
受講料等 75%	1社当たり1年度	
(対象経費詳細は裏面のとおり)	165,000 円	
賃金 1,000円	・ (ただし、自己負担した教育	
(1人1時間あたり)	訓練経費の額を超えない範	

県内に事業所を置く中小企業等の事業主 (とちぎリ・スキリング導入促進事業実施要領第4条に該当する者)

### ■補助対象事業(対象外は裏面のとおり)

教育訓練機関(公共職業能力開発施設、企業、大学、民間スクール等)が提供する教育訓練(教育訓練機関等から講師を招いて社内で実施する教育訓練も含む)を活用して行う

### 従業員のリスキリング

外部講師要件:公共職業能力開発施設の指導員、大学の教員等、職業訓練指導員免許を有する者又は技能検定1級に合格した者 (当該教育訓練の内容に直接関係する職種に限る)、当該教育訓練の内容について専門的な知識・技能を有する指導員であり、講師経験が3年以上の者又は実務経験(講師経験は除く)が10年以上の者

# 参考

※人材開発支援助成金(厚生労働省)との違い

訓練時間

10 時間以上



人材開発支援助成金(栃木労働局助成金センター)TEL028-614-2263

10 時間未満 🗆



とちぎリ・スキリング導入促進事業補助金(以下問合せ先のとおり)

### ○申請・問合せ先

栃木県産業労働観光部労働政策課

TEL: 028-623-3234

mail: rousei@pref.tochigi.lg.jp = 320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20





# 未来を拓く、まずはじめる!

# 申込期間:令和8年2月6日 ※2月24日(火) までに事業を完了してください

### <補助金支給までの流れ>

### チェック

はじめての方は、県労 働政策課へご相談く ださい。

### 申請書の提出

県に「補助金交付申 請書」等を提出し、交 付決定を受ける。

### 教育訓練の実施

とちぎリ・スキリング導 入促進事業補助金の 対象訓練を実施。

### 補助金の請求

県に「補助金実績報 告」等を提出し、その 後、費用を請求。

#### ■対象経費

経費			
賃金		教育訓練期間における従業員の賃金	
教育	教材費	教育訓練に必要となる教材に係る費用	
訓練	材料費	教育訓練に必要となる材料に係る費用	
経費	受講料	教育訓練機関に支払う受講料(外部講師の招聘に係る謝金を含む)	
	旅費	・教育訓練機関への派遣に必要な旅費(鉄道賃、バス賃等を対象とし、タクシー代、駐車場代、ガソリン代、高速道路使用料は除く。) ・ホテル等の宿泊費 (外部講師の招聘に係る旅費も含む)	
	その他	その他知事が必要と認める経費	

#### ■対象外事業

<b>—</b> / J >	■对象作争未				
		<b>例</b>			
1	職業又は職務に間接的に必要となる知識及び技能を習得 させる内容のもの (職務に直接関連しない訓練等)	普通自動車(自動二輪車)運転免許の取得のための講習 等			
2	職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要 となるもの	接遇・マナー講習等社会人としての基礎的なスキルを習得するための講習 等			
3	趣味・教養を身につけることを目的とするもの	日常会話程度の語学習得のみを目的とする講習 等			
4	通常の業務に付随する内容のもの	ア コンサルタントによる経営改善の指導 イ 品質管理のマニュアル等の作成や改善又は社内の作業環境 の構築や改善 ウ 自社の経営方針・部署事業の説明、業績報告会、販売戦 略会議 エ 社内制度、組織、人事規則に関する説明 オ 自社の業務で用いる機器・端末等の操作説明 カ 自社製品及び自社が扱う製品やサービス等の説明 キ 製品の開発等のために大学等で行われる研究活動 ク 国、自治体等が実施する入札に係る手続等の説明 等			
5	実施目的が訓練等に直接関連しない内容のもの	講演会、研究会、座談会、大会、研究発表会、見本市等			
6	教育等の実施が法令等で義務付けされているもの	ア 労働安全衛生法に基づく講習(法定義務の特別教育) イ 道路交通法に基づき事業者に科せられる法定講習 等 ※なお、労働者にとって資格を取得するための法定講習等である場合は除く ウ 建設業法の定める土木施行管理技士を取得する訓練 エ 社会福祉士及び介護福祉士法の定める介護福祉士試験を 受けるための訓練 等			
7	技能・知識の習得を目的としていないもの	意識改革研修、モラル向上研修 等			
8	適性検査や試験問題のみで構成されているもの				
9	資格試験(講習を受講しなくても単独で受験して資格を得られるもの)				
10	研修計画に記載のないもの又は研修計画どおりに実施されないもの				
11	研修内容が十分に確認できないもの				
12	その他、公的資金の助成を受ける研修として適切でないもの				

※申込みは先着順(受理順)となります。予算がなくなり次第、事業を停止する可能性がございます。予めご了承ください。